

建設キャリアアップシステムについて



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

2021.04.08 初版
 2021.05.17 (3-5,現場登録 追加)
 2021.9.28 (HP更新対応)
 2021.11.16(ブロック別会費資料追加、都道府県のCCUS評価導入状況9/29版に更新)
 2022.02.28(大臣レク資料 反映)
 2022.04.05(運営協働会反映)
 2022.05.26 (入費法関連改正事項・モデル工単範囲拡大反映)
 2022.07.08_登録費改定_6/末時点に更新
2022.08.15_国交省通達等反映

1. CCUSの概要

- 1-0. CCUSの背景
- 1-1. CCUSの基本
- 1-2. CCUSの目的
- 1-3. CCUSの利用手順
- 1-4. CCUSのメリット
- 1-5. 今後の展開

2. 申請・登録

- 2-1. 申請から登録の流れ(インターネット申請)
- 2-2. 事業者・技能者の申請方法
- 2-3. 代行申請

3. 現場運用：

- 3-1. 能力評価に有効な就業履歴
- 3-2. 現場での運用方法 (施工体制・施工体制技能者登録・就業履歴確認)
- 3-3. 技能者の関連付け (変更代行申請)
- 3-4. 就業履歴の直接入力
- 3-5. 現場登録・現場管理者の設定
- 3-6. カードリーダーの設置
- 3-7. 事業者間合意・代行技能者登録

1. CCUSの概要

1. CCUSの概要

1-0. CCUSの背景 :

i. 建設技能者の年齢構成 :

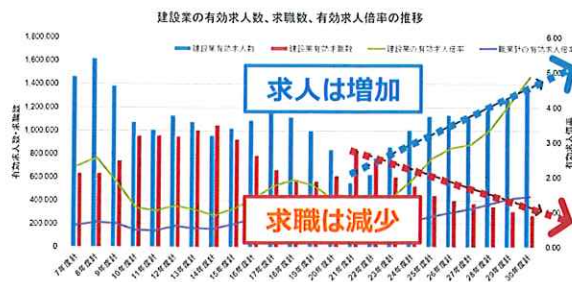


出典：総務省「労働力調査」(R3年平均)を元に国土交通省にて推計

- 60歳以上が約4分の1超、10年後にはその大半が引退の見込み
- 一方次代を担う29歳以下は約10%程度

⇒若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

ii. 建設業の有効求人・求職・倍率の推移 :

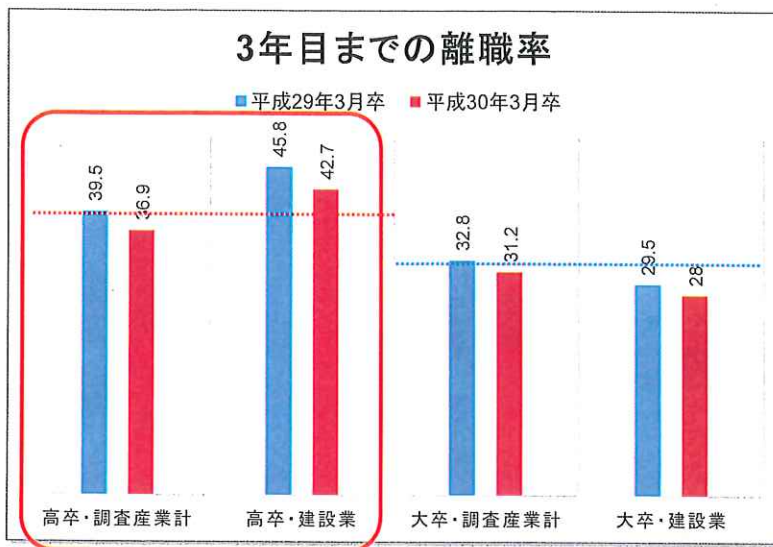


- 有効求人倍率の上昇継続は

- ① 常用雇用への求人需要が増
- ② 建設関係求職者：大幅に減少に起因

注：①の求人倍率は、厚生労働省「一般労働者(代用)雇用安定調査報告書」に基き国土交通省にて推計
注：建設業(建設・採石)の求人倍率(2024年度推定)、『電気産業、採石、建設業、建設、土木、建設・採石関連工事の求人(2024年度推定)』の求人倍率の推定値を基に推定

iii. 建設業における離職状況（3年目までの離職率）



・特に高卒は全産業に比して
高い離職率

・離職する理由は、

- ① 雇用が不安定
- ② 将来の道筋が描けない
- ③ いわゆる「3K」等
(きつい、危険、汚い)

出所：厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」

出所：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査(平成24年度)」より国土交通省作成

1-0.CCUSの背景：

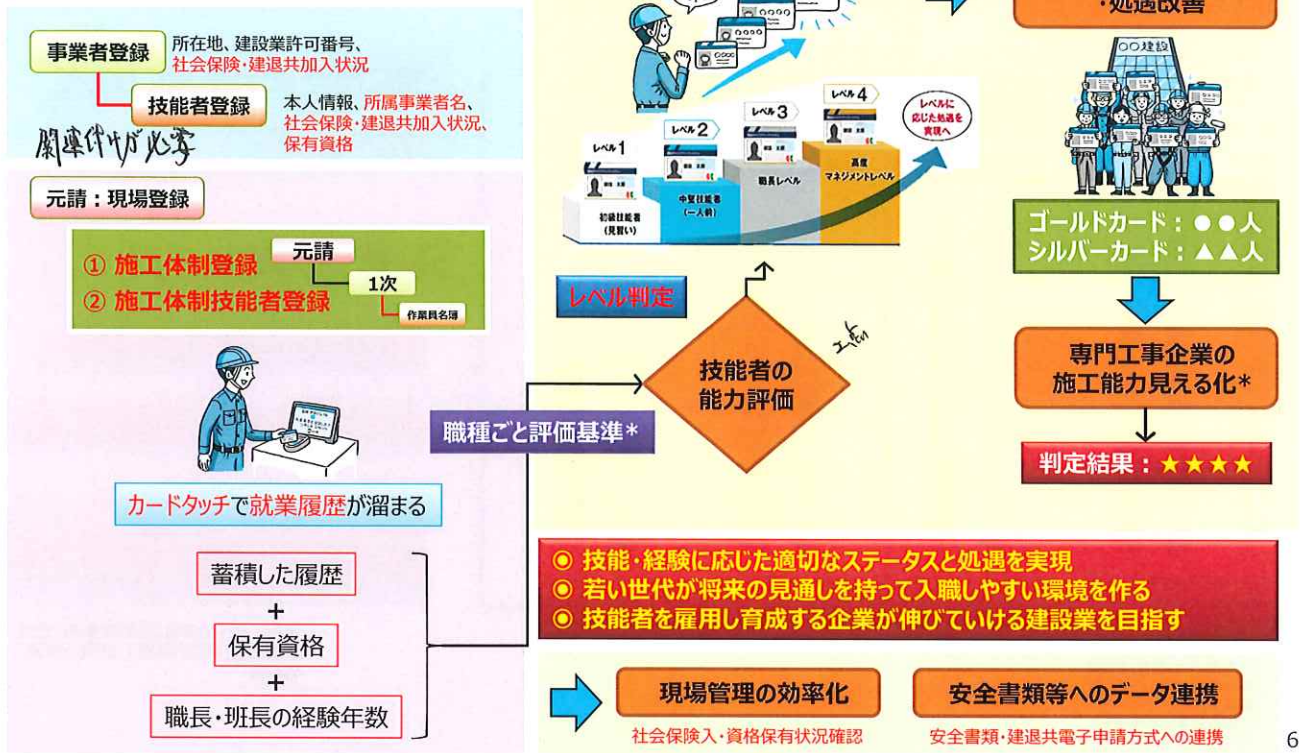
- 人を育てる施工能力の高い企業が評価され
- 若い世代が安心して将来を託せる

建設業の明るい未来を構築する仕組み



建設キャリアアップシステム

1-1. CCUSの基本 :

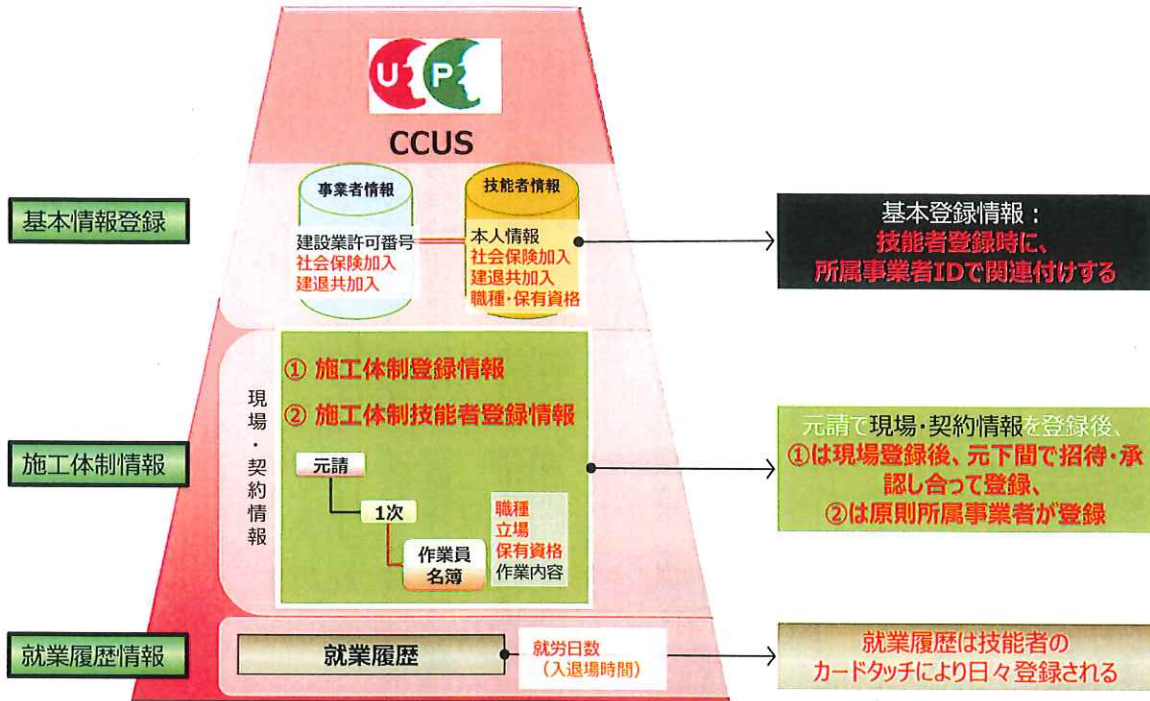


1-2. CCUSの目的 :

- 技** 技能者の就業履歴を蓄積し、保有資格などと合わせて能力を評価し、処遇の改善を図る
- 技** 技能者のキャリアパスを明確にして若い世代の
- 事** 入職者を増やす
- 事** 優秀な技能者を抱える専門工事業者の施工能力を見える化して競争力を高め、かつ業界の健全化を図る



*参考：CCUSのデータベース構成



*参考：能力評価基準と申請方法

● 国交省HP；能力評価制度にアクセスして確認

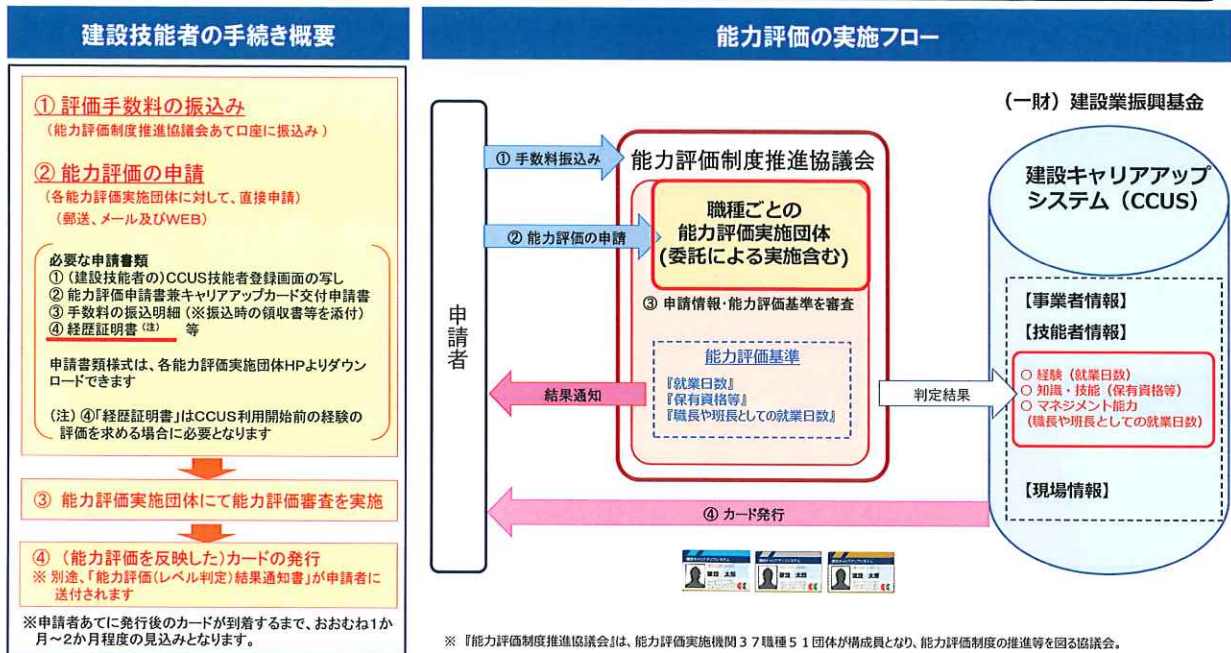
能力評価基準【トンネル】

CCUSコード	1 トンネル掘削工 - 01 トンネル工 (掘削管理)
能力評価基準種別	1 トンネル掘削工 - 01 トンネル工 (掘削管理)
種別	トンネル掘削工
職年日数	10年 (12560日)
レベル4 保有資格	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステム (00005) トンネル掘削工 (19104) トンネル掘削工 (19104) トンネル掘削工 (19104)
職年日数	7年 (15650日)
レベル3 保有資格	<ul style="list-style-type: none"> トンネル掘削工 (19104) トンネル掘削工 (19104) トンネル掘削工 (19104) トンネル掘削工 (19104)
職年日数	2年 (4360日)
レベル2 保有資格	<ul style="list-style-type: none"> トンネル掘削工 (19104) トンネル掘削工 (19104) トンネル掘削工 (19104) トンネル掘削工 (19104)

能力評価基準【とび】

CCUSコード	とび (土木)
能力評価基準種別	とび (土木)
種別	とび (土木)
職年日数	12年 (12560日)
レベル4 保有資格	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステム (00005) とび (土木) (19102) とび (土木) (19102) とび (土木) (19102)
職年日数	8年 (17200日)
レベル3 保有資格	<ul style="list-style-type: none"> とび (土木) (19102) とび (土木) (19102) とび (土木) (19102) とび (土木) (19102)
職年日数	3年 (6450日)
レベル2 保有資格	<ul style="list-style-type: none"> とび (土木) (19102) とび (土木) (19102) とび (土木) (19102) とび (土木) (19102)

- 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体がを行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方^(注)が行っていただくこととなります。
(注) 評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です
- 評価の対象職種及び能力評価の申請手続は、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html



UP 能力評価運用上の留意点

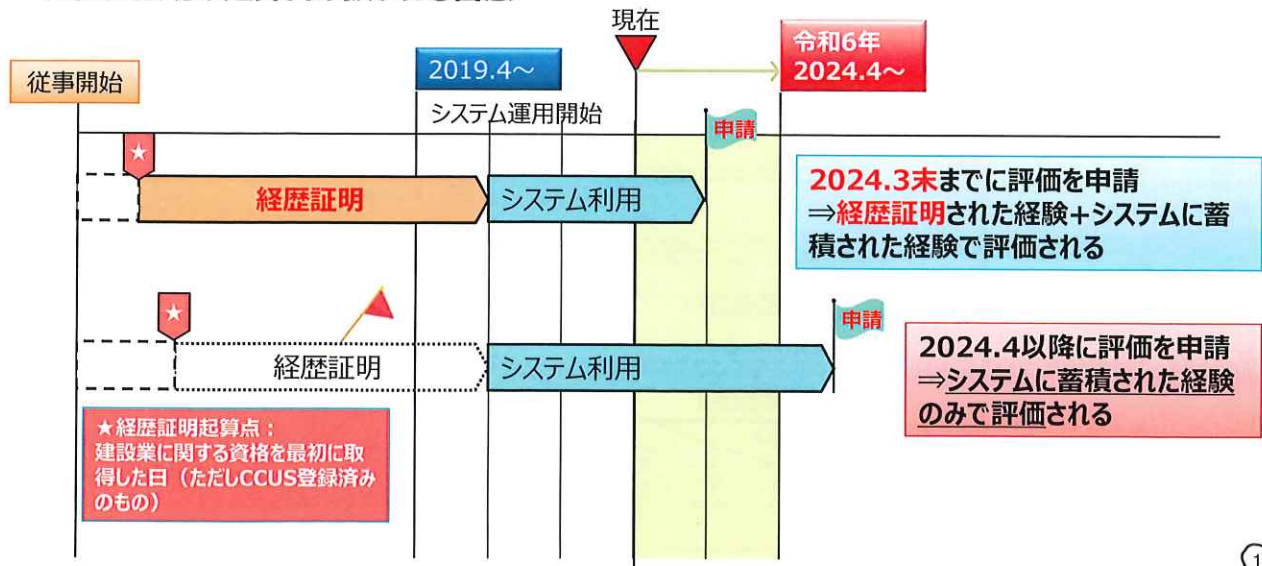


● 経歴証明は令和6(2024)年3月末までしか使えない：

♪ システム稼働以前からのベテラン技能者の経歴は、所属事業者による**経歴証明**で評価

● それ以降の申請は**システムに蓄積された就業履歴のみで判断**される

★ 経歴証明の起算日の扱いにも留意



レベル判定により
レベルアップした
技能者数

2022年6月1日現在	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	総計
レベル別技能者数	847,498	7,889	7,224	41,323	903,934
	93.8%	0.9%	0.8%	4.6%	100.0%

分野別/レベル別判定件数

2022年6月1日現在

番号	分野	判定数合計 (延べ)			
		レベル2	レベル3	レベル4	総計
001	電気工事	718	1,244	4,834	6,796
002	橋梁	55	32	547	634
003	造園	154	133	844	1,131
004	コンクリート圧送	239	181	594	1,014
005	防水	303	326	1,083	1,712
006	トンネル	23	27	462	512
007	建設塗装	354	276	1,504	2,134
008	左官	155	174	1,295	1,624
009	機械土工	1,530	458	5,456	7,444
010	海上起重	148	36	715	899
011	プレストレスト・コンクリート工事	107	89	822	1,018
012	鉄筋	766	657	2,859	4,282
013	圧接	99	213	380	692
014	型枠	468	169	3,014	3,651
015	配管	554	309	2,353	3,216
016	嵩・土工	716	1,079	4,102	5,897
017	切断穿孔	11	21	311	343
018	内装仕上工事	654	510	2,809	3,973
019	サッシ・カーテンウォール	44	78	684	806
020	エクステリア	8	6	78	92
021	建築板金	124	31	683	838
022	外壁仕上	15	12	132	159
023	ダクト	157	48	872	1,077
024	保温保冷	61	60	702	823
025	グラウト	70	58	593	721
026	冷凍空調	123	41	507	671
027	運動施設	12	2	147	161
028	基礎工	398	322	1,005	1,725
029	タイル張り	15	14	222	251
030	標識・路面標示	35	49	450	534
031	消火設備	46	62	310	418
032	建築大工	98	176	525	799
033	硝子工事	40	33	262	335
034	ALC	68	16	462	546
035	土工	1,761	1,552	1,503	4,816
036	ウレタン	0	0	0	0
037	発破・破砕	14	3	1	18
038	建築測量技能者	0	0	0	0
合計		10,143	8,497	43,122	61,762

(注) 複数の分野、レベルで判定をされている技能者がいるため、判定件数の総数とレベル別技能者数は合致しない

UP *参考: 専門工事企業の施工能力等の「見える化」評価 国土交通省

- 建設キャリアアップシステムに登録される情報や、技能者の能力評価制度を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
 - 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、**受注機会**や**入職者確保**につなげる
- ※見える化関連の詳しい情報(申込み方法や見える化結果の公表)は、国土省HPをご覧ください https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000130.html

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
施工能力	完成工事高
	団体加入の有無 等
コンプライアンス	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等
	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等

※業種ごとに選択評価内容の追加も可能

【専門工事業者の声】

『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』
(機械土工業者)

『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』
(工務店業者)

『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』
(躯体業者)

『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』
(型枠業者)

【元請企業からの活用に向けた声】

(大手・中堅ゼネコン70社へのヒアリング)

『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』(約40社)

『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』(約30社)

『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』(約10社)

『協力会社のレベルの底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』

『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討したい』

【見える化評価制度の利用について】

0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 積極的に又はしばしば活用することを想定
■ 利用価値が見込まれるので検討したい
□ その他

大手・中堅ゼネコン(約70社)へのヒアリング

【ゼネコンとして特に関心のある評価項目の例】

- 施工能力(技能者のCCUSカード保有者数、保有資格、保有機械台数など)
- コンプライアンス(社会保険加入状況、処分歴)

【評価実施中の団体】見える化の申請受け付けを開始しています

- ①【基礎くい】(一社)全国基礎工事業団体連合会、(一社)日本基礎建設協会
- ②【切断穿孔】ダイヤモンド工事業協同組合
- ③【機械土工】(一社)日本機械土工協会
- ④【建築大工(工務店)】全国建設労働組合総連合、(一社)JBN・全国工務店協会、(一社)全国住宅産業地域活性化協議会
- ⑤【鉄筋】(公社)全国鉄筋工事業協会
- ⑥【とび・土工】(一社)日本建設躯体工事業団体連合会

◎さらに10団体(左官、型枠、配管など)が基準策定を検討中

【評価結果】☆☆☆☆の4段階で評価

基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆

専門工事企業の施工能力の「見える化」(見える化ロゴマーク・バナー)

国土交通省が評価基準を認定(評価基準認定団体)

【評価実施団体】

専門工事業団体(評価基準認定団体)

専門工事業団体が評価基準を策定し、評価実施・結果を公表

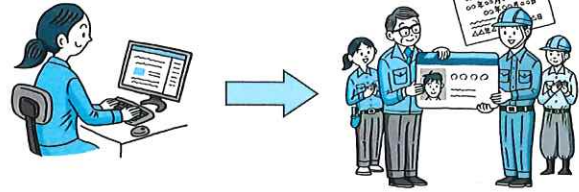
国土交通省が評価基準を認定(評価基準認定団体)

国土省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000130.html

1-3. CCUSでやること（利用手順*）：

事 技

システムへの登録



元

現場登録、カードリーダー設置

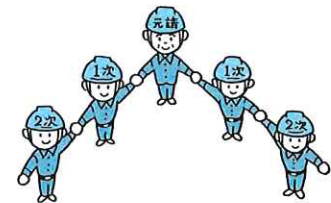


元 事

施工体制登録、

施工体制技能者情報*登録

*その現場で決まる（職種・立場・作業内容）



技

現場でカードをタッチ



1-4. CCUSのメリット：

技

どこの現場でも就業履歴が溜まる

技

建退共の就業実績がデータで溜まる*

技

保有資格と就業履歴を合わせて能力評価*される

技

自分の技能や就業履歴を証明できる



健全な技能者であることを証明できる

事

現場管理（社保加入、安全書類等）の効率化*

事

建退共関係事務の効率化*

事

施工能力の見える化*

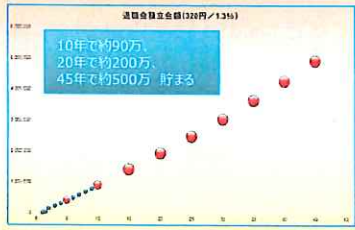


人を育てる健全な事業者であることを証明できる

技能者のメリット

事業者のメリット

建退共の掛金が貯まる



今後 各種証明書の携帯が不要になる

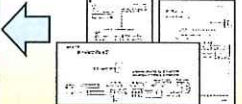
令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化 (マイナポータルとの連携)



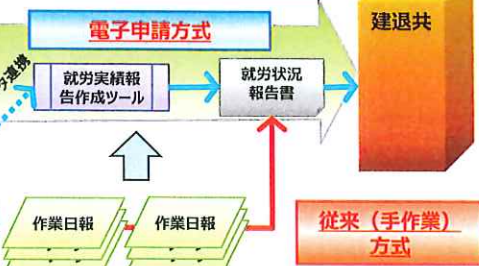
API連携による施工管理効率化



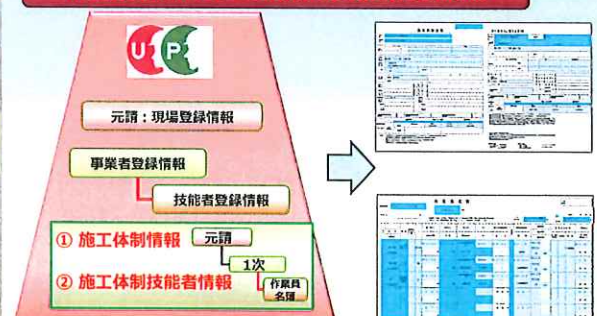
社保加入証明書類・資格証・健康診断結果表の提出が不要



建退共の手続きが効率化



作業員名簿・安全書類がCCUSから出せる



能力評価

38 職種

38 職種以外

稼働中

2021年度以降

全ての建設技能者が受けられる環境を整備



レベルに応じた処遇を実現へ

建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現

能力評価に応じた適切な賃金設定

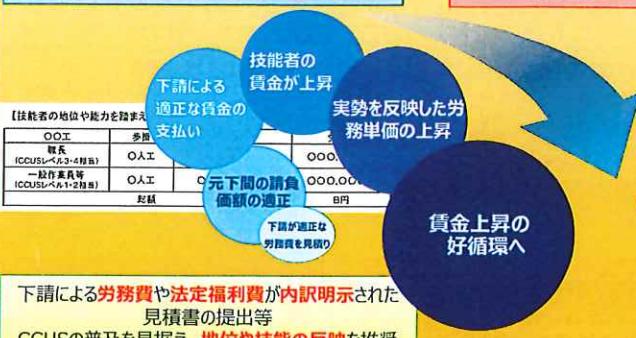


各専門工事業団体と連携して、技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取組を深化

標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくりを促進

元請による 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

公共発注者の確認による 履行強化



元請と下請が連携し、技能者のレベルに応じた処遇実現に向けた環境整備

(標準見積書の改訂イメージ)

項目	従来	改訂後
設計労務単価	100%	110%
一般管理費掛率	5%	6%
その他

設計労務単価引上げ

低入札価格計算式改訂 (一般管理費掛率アップ)

外国人材受入れ基準にCCUS追加

「特定技能」、「技能実習」、「建設就労者」も、【受入企業】、【外国人材】のCCUS登録を義務化 (H31.215~)

公共工事受注にはCCUS登録・活用が必須に！

経営事項審査 → 発注者別競争参加資格審査 → 総合評価 → 工事 → 工事成績評定

国直轄

- 義務化モデル工事：発注者指定型/減点あり
- 活用推奨モデル工事：受注者希望型/減点無し
- CRランク工事においても26都府県で実施予定（他に5協会が検討中）

7月公告分より対象を地整発注工事全てに拡大

カーントリーター設置政府、碼頭利用料も補償等に

●R2年4月の要請、およびR4年度「公共工事入札契約適正化指針」の改正により

都道府県発注工事でも「発注者指定型」「受注者希望型」2方式でモデル工事を実施拡大；市町村発注も追従

NEXCO、UR、水資源機構等独立行政法人・特殊会社が活用を開始

令和5年度からCCUS活用を原則化

(令和4年6月20日 現在)

建退共：CCUS活用へ完全移行

- R3年度よりCCUSデータ連携にて就労報告作成が効率化
- 履行確認強化で従来方式では多大な書類を要求、許可行政庁による指導も
- 経営事項審査：建退共加入・履行は加点評価も掛金充当状況確認方法の見直し
- 技能者自ら掛金充当状況を確認可能に
- R5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行

義務化の流れが加速！

都道府県発注工事は、35県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明

建設キャリアアップシステムの活用について

各地方整備局 総務部長 殿
 企圖部長 殿
 北海道開発局 事業振興部長 殿
 大臣官房 会計課長

国会公契第2号
 国官技第2号
 国北予第1号
 令和4年4月28日

技術調査課長
 北海道局 予算課長

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、建設技能者の処遇改善による担い手確保を更に推進することを目的として、令和2年3月23日にとりまとめた「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」に基づき、国土交通省直轄の一般土木工事においてCCUSを活用するモデル工事に取り組んできたところであるが、当下面記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. モデル工事の実施

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち**一般土木工事**の支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が2億5千万円以上の工事が対象。）については、**原則として全ての工事においてモデル工事を実施することとする。**

また、これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、対象とする工事や件数、発注方式を各地方整備局等において**積極的に検討し、モデル工事を実施することとする。**

2. 発注方式

CCUSを活用するモデル工事については、以下のいずれかの発注方式により実施するものとし、実施にあたっては、別紙によることとする。

(1) CCUS義務化モデル工事

発注者が、CCUSを活用することを指定する方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点を行う試行工事

(2) CCUS活用推奨モデル工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対してCCUSを活用することを協議したうえで取り組む方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点を行う試行工事

3. フォローアップの実施

モデル工事における効果や課題を検証し、必要に応じて別紙を改善していくため、別途実態把握のための調査を依頼することがあるので、承知されたい。

附則

1 本通知は、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

● R4年7月1日公告分よりモデル工事範囲・積算対象を拡大

対象 契約 方式	国交省直轄の一般土木工事(官庁営繕、港湾空港関係除く)				モデル工事の種別と積算対象の有無														
	一般競争 (Dランク)	一般競争 (Cランク)	一般競争 (Bランク)	一般競争 (WTO)															
R3年 度～	6千万	3億	7.2億	64件	義務化モデル工事(発注者指定型) ①CCUS現場登録+カードリーダー設置義務付け(特記仕様書に記載する契約事項) ②目標基準達成で工事成績評定で1点加点、加えて平均技能者登録率90%クリアで更に1点加点 ③最低基準のいずれかを下回った場合は1点減点 ④未達の場合原因と改善策を完了検査までに報告	・カードリーダー設置費用 ・現場利用料 発注者負担	<table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>最低基準</th> <th>目標基準</th> </tr> <tr> <td>平均事業者登録率</td> <td>70%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>平均技能者登録率</td> <td>60%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>平均就業履歴蓄積率</td> <td>30%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	指標	最低基準	目標基準	平均事業者登録率	70%	90%	平均技能者登録率	60%	80%	平均就業履歴蓄積率	30%	50%
指標	最低基準	目標基準																	
平均事業者登録率	70%	90%																	
平均技能者登録率	60%	80%																	
平均就業履歴蓄積率	30%	50%																	
R4.7. 1～	分任官(工事事務所)発注工事 地元建設業協会の了解・手助けがある場合	分任官(工事事務所)発注工事 地元建設業界の要望・理解を前提に、対象工事、件数、発注方式を積極的に検討し実施	本官(地方整備局)発注工事 ※金額設定は各地方整備局による	16件	義務化モデル工事(発注者指定型) 規定・基準は変わらず 分任官(工事事務所)発注工事も対象	・カードリーダー設置費用 ・現場利用料 発注者負担													
			2.5億 北海道開発局発注工事		活用推奨モデル工事(受注者希望型) ①～②は義務化モデル工事と同じ ③減点は無 ④ただし未達理由と改善策報告義務有	・カードリーダー設置費用 ・現場利用料 発注者負担													

WTO対象工事以外については、当面の間建設業界の要望や理解の状況、関係者の意見を十分踏まえ、対象とする工事や件数、発注方式を各地方整備局等において丁寧に検討したうえで実施 [R4.6.21 国技建管第2号]

20

現行

※現行の指針は令和2年2月に閣議決定

●国交省：2022/3/14中央建設業審議会総会資料
⇒2022/5/20に閣議決定済み

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (・・・中略・・・) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

利用環境の充実・向上に努める

改正案

必要な措置・条件整備を講ずる

第2 入札及び契約

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (・・・中略・・・) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

21

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた26都府県で実施予定（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事：35団体が企業評価の導入を表明（うち、32団体で実施中）
- 指定都市発注工事：11団体が企業評価実施中

都道府県におけるCCUSにかかるモデル工事等状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における				都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助			工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道		●			●						
青森県											
岩手県											
宮城県	●	●	●		●						
秋田県	●		○								
山形県		○									
福島県	●	○	●								
茨城県		●									
栃木県	●	●	●								
群馬県	●	●	●	●	●						
埼玉県	●	●			●						
千葉県											
東京都	●										
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県	●			●							
福井県	●	●		●							
山梨県	●		●								
長野県	●		●	●							
岐阜県	●	●		●	●						
静岡県	●	●		●	●						
愛知県	●										
三重県	○	●			●						
滋賀県	●			●							
京都府	●			●							
大阪府	●			○							
兵庫県	●			●							
奈良県	●										
和歌山県	●				●						
鳥取県					●						
島根県	●			●							
岡山県	●	●									
広島県				●							
山口県	●	●									
徳島県					●						
香川県	○			●							
愛媛県		●			●						
高知県	○										
福岡県					●						
佐賀県	○										
長崎県	○			●							
熊本県				●							
大分県											
宮崎県	●	●	●	●	●						
鹿児島県	●			○							
沖縄県	●	●									

指定都市における〃モデル工事等状況

指定都市名	精査指定都市発注工事における			
	工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市				
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市				
相模原市			●	
新潟市				
静岡市				
浜松市		●		
名古屋市	●			
京都市				
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市				
岡山市	●	○		
広島市		●		
北九州市				
福岡市				
熊本市				

<直轄Cランク工事>
 ● 都道府県建設業協会が賛同
 ○ 協会において検討中
 <都道府県・指定都市工事での企業評価>
 ● 導入済
 ○ 導入予定
 令和4年4月以降実施

(令和4年7月7日 現在)



* 参考：経営事項審査：R4年度改正の視点



● 国土省：2022/3/14中央建設業審議会総会資料
⇒改正省令8月公布予定、令和5年1月施行予定

- ① 担い手の確保・育成
- ② 災害対応力の強化
- ③ 環境への配慮

これらに取り組む建設企業の努力を適正に評価・後押ししたい

・自社直雇技術者・技能者のみならず、CCUSの導入を通じて、広く技能者の処遇改善に貢献する企業を評価したい

・技能者が有効な就業履歴を蓄積するには、カードリーダーの設置や元下間で協働して施工体制登録・技能者登録を組ませるなど、

元請企業の主導的環境整備努力が不可欠

CCUSを現場で導入・運用する元請企業を加点評価する方針

「全ての元請工事において、当該工事に従事する者が就業履歴を蓄積するために必要な措置（カードリーダーの設置等）を講じている」こと

審査基準日以前1年以内に施工した

全ての公共工事：10点

全ての建設工事：15点

誓約書と抽出調査で確認

虚偽申請は営業停止も

● 請負代金500万未満（建築1式は1,500万未満）、延床面積150平米未満の木造住宅建設工事、および災害応急対策等に関する工事を除く

● 令和5年1月より施行

名簿

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

○ 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 [工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事
 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事)]
- ③ 災害応急工事
 [防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事]

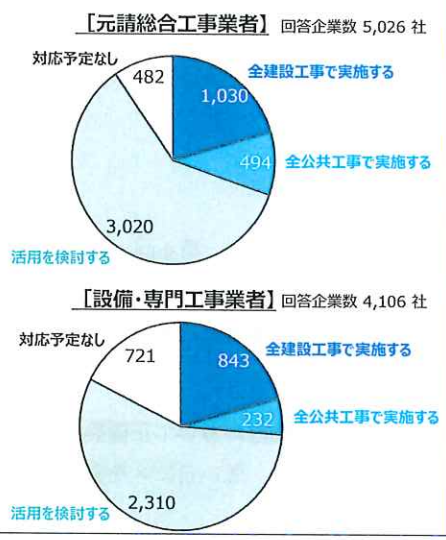
該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
 - ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
- * 直接入力によらない方法 : 就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

【CCUS登録済企業の対応見通し】

○ 来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの経審査企業に対して、現時点での対応見通しをアンケート調査 (R4年8月)
 ※有効回答企業数 9,585社 (回答セネコンの元請完工高: 16.7兆円 (申告ベース))



経営事項審査におけるCCUS上での措置実施状況の評価対象時期

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

規定

○ W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。
 ※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

具体例

